

第2回 高規格堤防の見直しに関する検討会 議事要旨

平成23年 4月25日（月）15:00～17:00
中央合同庁舎3号館 11階特別会議室

【出席者】

宮村座長、大野委員、小出委員、清水委員、多々納委員、辻本委員、中川委員、
関河川局長ほか

【東日本大震災における被害と対応について】

主な意見は以下のとおり

(高規格堤防関係)

- ・ 今回の地震における高規格堤防の効果があるならば、その効果を外に発信していくことは非常に重要なことである。
- ・ 高規格堤防であったから被害が少なかったということを積極的に外に言うには、被害を免れたという結果論だけではなく、メカニズムとしても説明できる必要がある。
- ・ 高規格堤防を除けば、計画・想定している範囲を超えた場合の対応策がないことは大きな問題。高規格堤防の他にもいくつかのオプションを増やすことが大事である。
- ・ 分析方法については、今回得られたデータを基に、いろいろな解析の手法を比較することで、分析手法の善し悪しの判断も可能と思う。

(その他)

- ・ 今回の津波は想定外と言われるが、ソフト対策だけでは限界があり、かなりな部分をハードで整備することを合わせてやっていかないと、大規模な災害は低減できない。
- ・ 堤防形式によって、想定していた範囲を越えても十分に機能したところ、機能しなかったところがあるはず。そのあたりの整理が必要であるし、今後の検討の参考になると思われる。
- ・ 津波は波ではなく運動量を持った流れである。このような運動量を持った流れに対して、高潮と津波を同一視してきた所や、越波対策を含めてやらなくてはならなかつた所を今後どのように整備していくのかは難しい問題だが、これまでの地震対応に対する堤防の問題とは別にしっかりと考えていかなければいけない。
- ・ 堤防に対する地震の問題は、亀裂と液状化にある程度類型化できるが、耐震性能について基礎工学的に明確にするだけでなく、越水・越流の現象についても水工学的に捉える必要がある。
- ・ 今回の地震で早い復旧が可能だったことから、土堤原則というのは非常に有効であることが分かった。ただし、今回の地震が洪水期、出水期に発生した場合にどのような対策が可能かなど、危機管理の観点から勉強したらと思う。なお、出水期に向けてしっかりとモニタリングすべき。
- ・ 堤防の被災状況がパターン分けできるように思える。高規格堤防に限らず、このような地震時には、様々な手法で被災原因などをしっかりと調査しておく必要がある。

【平成23年度実施箇所の事業評価の審議結果】

【首都圏・近畿圏の大河川流域が抱える主な課題】

主な意見は以下のとおり。

- ・ 新しい評価手法の便益（B）には、壊滅的な首都圏の被害を守るという本題が反映されていない感じがする。
- ・ 計画規模を越えない時でも被害は残留するだろうし、計画規模を越えた時でも被害が軽減される場合があるはず。その部分が評価されていないということを考え直さないと、本質的に高規格堤防の評価法には足りえないと思う。
- ・ 繼続地区であれば、事業再評価の枠組みの中で今回の簡便な評価手法を用いることは良いと考えるが、今後新たに事業が開始される時には、都市が抱える脆弱な構造（液状化や低平地など）を踏まえ、クリアすべき条件を課すべきであると思う。
- ・ まち側からすれば、いろいろな堤防の種類・工法がある中で、高規格堤防で整備しなければならない理屈が分からず、納得できないと思う。そういうことを踏まえて、もう一度十分な調整・説明をすれば住民にとっては受け入れやすいと思う。
- ・ 高規格堤防は、便益として被害を無くすだけでなく土地の価格上昇を生み出すプラスの面を含んでいると思う。通常の堤防と違い堤防上部にまちができるなどを、経済的・社会的に評価すべきである。
- ・ 今回の費用便益手法は致し方無いと考えるが、局所的な高規格堤防の整備によるその周辺の安全性を考えると、土地利用規制も合わせて考えるべきと思う。
- ・ 高規格堤防は連続でなければいけないという概念はやめて、河川の急所だからその箇所を何としても守らなくてはならないという概念があつても良いと思う。
- ・ まち側の抱える高台の不足や土地利用の高度化等の課題に対して、いろいろな対応策を考えていく中で、一番安価なものとして高規格堤防が選択されると良いと考える。

【その他】

第3回目の検討会は、今後日程調整を行う。

(以上)